

高知工業高等専門学校プロジェクト室規則

制 定 平成31年 2月21日

(設置)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規第4条の3の規定に基づき、高知工業高等専門学校プロジェクト室（以下「プロジェクト室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プロジェクト室は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の特色化を図るため、各部門においてプロジェクトを総合的かつ効果的に推進し、事業を遂行することを目的とする。

(部門)

第3条 プロジェクト室には次の部門を置く。

- (1) K-SEC 部門
- (2) KOSEN4.0 IoT 部門
- (3) KOSEN4.0 情報セキュリティ部門
- (4) 学外イベント部門

(業務)

第4条 プロジェクト室は、前条の部門ごとに次の業務を行う。

- (1) K-SEC 事業の実施に関すること
- (2) KOSEN4.0 IoT 事業の実施に関すること
- (3) KOSEN4.0 情報セキュリティ事業の実施に関すること
- (4) 学外イベント実施に関すること

(組織)

第5条 プロジェクト室は、次の各号に掲げる教職員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 部門長
- (3) 部門ごとに校長が指名する教職員
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 室長は教員から校長が指名する。

(部門長)

第6条 部門長は第3条各号に定める部門ごとに、本校専任教員の中から室長の推薦に基づき校長が命ずる。

- 2 部門長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない
- 3 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 部門長は、部門の業務を統括する。

(事務)

第7条 プロジェクト室に関する事務は、事業ごとに総務課及び学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。